

新在留外国人等基本法の要綱案

(公財) 日本国際交流センター
外国人材の受け入れに関する円卓会議

「新在留外国人等基本法の要綱案」は、2019年1月に「外国人材の受け入れに関する円卓会議」のメンバーにより策定された「在留外国人等基本法要綱案」をもとに、新たに2024年1月「在留外国人等基本法」に盛り込むべき内容を再検討の上でまとめたものである。なお、在留外国人等とは、日本に3ヶ月を超えて居住する日本国籍を持たない者、出生以外による日本国籍取得者とその子孫、両親のいずれかが日本国籍以外である者とその子ども等を指すものとする。

1. 目的

この法律は、在留外国人等の流入及び定住化が進む中で、日本国民と在留外国人等が相互に文化、人格、個性を尊重しあいながら、日本社会の一員として在留外国人等の人権が尊重される共生社会を構築する上で必要な基本理念を定めるとともに、経済、文化両面で活力ある社会を実現することを目的とすること。

2. 基本理念

在留外国人等に関する法律または施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

1) 国は、在留外国人等が日本社会の一員として多面的な貢献を行う能力と可能性を有する存在であるとの認識及び人口減少による将来社会の持続性の危機への理解に基づき、適正規模の外国人の受け入れを進めるとともに、在留外国人等を日本社会に統合することにより、安心、安全で活力ある社会を実現することを基本理念として行なわなければならないこと。

2) 国は、在留外国人等が日本国民同様、出生から死亡に至るまでの一生の中で生活者として多様なニーズを有し、また社会と係わるものであり、このようなライフステージを包括する取組みが必要との認識のもと、子どもの教育の機会均等をはじめ、日本での生活、学習、就労における選択および参加を含む在留外国人等の社会的統合・包摂について合理的な配慮を行わなければならないこと。なお、そのための対応は国及び地方公共団体、地域住民、教育機関、医療機関等の有機的な連携のもとに総合的に行なわれる必要があること。

3) すべての日本国民は、在留外国人等の出身元の文化的・言語的アイデンティティに対し十分な配慮をするとともに、在留外国人等の尊厳を重んじ、何人も、国籍、民族、または宗教等を理由として差別されないよう努めなければならないこと。

4) 国は日本と在留外国人等の出身国との関係を尊重するとともに、関係省庁及び官民連携により出身国が日本と共に発展することに配慮しなければならない。

3. 国及び地方公共団体の責務

1) 国は、この法律の基本理念に従い、その目的を達成するために、在留外国人等に関する施策を総合的に策定し、これを実施しなければならないものとする。

2) 国は、在留外国人等の出入国及び在留管理、処遇等に関連する他の法令の制定及び改正を行う場合は、この法律の目的及び基本理念に沿って行わなければならないものとする。

3) 国は在留外国人等の日本社会への統合の実現に向けた財源確保を図るとともに、地方公共団体に必要な財源を確保しなければならないものとする。

4) 地方公共団体は、都道府県並びに市町村における外国人の受入れと定着の推進にかかわる体制の整備と的確な施策の実施のための措置を講じなければならないものとする。

4. 事業者の責務

在留外国人等を雇用する事業主は、国が実施する施策に協力するとともに、その雇用する在留外国人等の人権を尊重しながら、その有する職業能力を有効活用し向上させるための労働環境を整備し、日本語学習、職業訓練等の教育訓練の提供を含む適切な対応に努めなければならないものとする。

5. 日本国民及び在留外国人等の責務

1) 日本国民は、日本社会が持続的かつ健全な発展を遂げていく上で在留外国人等を社会の構成員として受入れることが重要であることをよく理解し、在留外国人等との協力、共生の推進に寄与するよう努めなければならないものとする。

2) 在留外国人等は、日本社会の一員として安心、安全で活力ある地域社会の実現に向けて積極的に社会参加するよう努めなければならないものとする。

6. 基本方針及び計画の策定

1) 国は、在留外国人等の受入れに当たっては、地方公共団体及び事業者の主体的な関与を得ながら、その地域における在留外国人等の居住実態、就労実態等を把握して、在留外国人等の居住、就労並びに教育の環境が地域による格差が生じないよう必要な措置をとることを基本方針とする。就労、生活及び社会参画等のための施策の総合的かつ計画的な推進と成果目標を定めた進捗管理を適正に行うため、その基本方針とそれに基づく基本計画を5年おきに策定しなければならないものとする。

2) 都道府県及び市町村は、当該都道府県または市町村の実情に応じて、在留外国人等の就労、生活及び社会参画等についての計画を策定しなければならないものとする。

3) 国は、基本方針及び基本計画の策定にあたっては、在留外国人等、事業主、NPO・NGO等の関係者の意見を聞き、それを尊重するように努めなければならないものとする。

4) 基本計画には、下記に掲げる事項について定めなければならないものとする。

a. 施策に関する基本的目標と方向

b. 行政機関等が講ずべき措置に関する基本的事項

c. 財源、人員を安定的に確保するための措置に関する事項

d. 在留外国人等の生活にかかわる基盤等の基準に関する事項

7. 在留外国人等政策委員会

1) 在留外国人等に関する基本計画の策定または変更、計画の実施状況についての総合調整や勧告を行う諮問機関として、内閣府もしくは出入国在留管理庁に「在留外国人等政策委員会」(以下、政策委員会)を設置するものとする。

2) 政策委員会の委員は、在留外国人等を含め、その就労、生活及び社会参画に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者により構成されるものとする。なお、政策委員会の委員は、在留外国人等、事業主、地方公共団体、NPO・NGO等の意見を聞き在留外国人等の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう構成されなければならないものとする。

3) 都道府県は、在留外国人等に関する施策の総合的かつ計画的推進について必要な事項を調査、審議し、その施策の実施状況を点検、評価する諮問機関の設置のために必要な措置を講ずるものとする。

8. 啓発活動

国及び地方公共団体は、共生社会の実現を妨げている諸要因の解消を図るとともに、この法律の目的と基本理念に関する日本国民と在留外国人等の関心と理解を深めるために必要な啓発活動を行わなければならないものとする。またすべての教育機関においては、公正な教育機会の提供、多様性の尊重と共生社会の実現に向けた教育実践に努めなければならないものとする。なお、各関係機関及び団体の協力のもと、共生社会の重要性を広く日本国民と在留外国人等に訴えかけるとともに、在留外国人等による社会、経済、文化その他あらゆる分野への参画を促進するために諸施策を行い、集中的な啓発活動を行うものとする。

9. 情報の収集、整理及び提供

国は、在留外国人等の政策立案及び共生社会の実現のための取組みに資するよう、国内外における在留外国人等に関する情報の収集、整理及び提供、必要な調査及び統計の実施に努めなければならないものとする。また国は、毎年、この法律に掲げる基本理念の実現状況及び国が講じた施策及び在留外国人等の現状を明らかにした白書を作成し、これを国

会に提出しなければならないものとする。

付記

今後の情勢の変化に応じて文言について適宜、再検討を行う。